

2019年5月16日

国会議員各位

長野県保険医協会
会長 宮沢 裕夫

妊産婦医療費助成制度の創設を求める要望書

平成30年12月に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（以下「成育基本法」という）が成立しました。

本法律は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的としています。

現在、少子化対策、子育て支援策として各自治体による乳幼児医療費制度は拡充していますが、妊産婦医療費の助成について何らかの制度がある都道府県は9県にとどまります（全国保険医団体連合会調査）。

母体の高齢化に伴い妊娠高血圧症候群や、妊娠糖尿病など合併症のリスクは増加し、出産後の産後うつなどメンタルヘルスケアの需要も高まっています。妊婦さんが安心して出産を迎えられるためにも公的な支援策が必要です。

少子化が進む日本において、妊産婦の医療費の経済的負担を軽減することは、成育基本法の掲げる理念を実現するための有効な施策と考えます。

妊産婦医療費助成の仕組みを国の制度として創設することを強く要望します。